おむつ代の医療費控除の証明書発行について

介護保険の要介護認定を受けている方で、所得税や市県民税の申告でおむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、「おむつ使用証明書」に代えて、宜野湾市が発行する「証明書」を使用することができます。

対象者　次の条件をすべて満たしている方

①おむつ代の税申告をするのが2回目以降の方

※1年目は医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。証明書(様式)は税務課にあります。

②主治医意見書がおむつを使用した年に作成されていること。

※現在受けている要介護認定の有効期間が13カ月以上であり、おむつを使用した年に主治医意見書が作成されていない場合は、おむつを使用した直近に作成された主治意見書を使用することができます。

③主治医意見書で、寝たきり状態(寝たきり度B1～C2)にあり、尿失禁発生の可能性があることを確認できる方

申請手続き　介護長寿課窓口にて、申請書に必要事項を記入の上、介護保険被保険者証を添えて申請してください。

※令和5年1月から申請受付となります。

※申請者(窓口に来書する方)の身分証明書が必要です。

証明書発行手数料　1件あたり300円

問 **介護長寿課　内線4151・4153**

DT(二種混合)ワクチンについて

二種混合ワクチンはジフテリアと破傷風を予防するワクチンとなっています。

ジフテリアは、ジフテリア菌に感染した人の咳やくしゃみで飛び散った飛沫を吸い込むことによって、のどや鼻の奥に菌が侵入し病気を引き起こします。破傷風の原因となる破傷風菌は、土の中にひそんでいて小さな傷口からヒトの体内に入ることによって感染します。人から人への感染はありませんが、屋外でのケガを防ぐことは難しいため、破傷風に対する予防接種もジフテリアと同様に重要です。

11歳頃のお子様には通知書を送付しています。体調を整え、早めに接種しましょう。

対象　11歳～13歳誕生日の前日まで

場所　指定医療機関　※指定医療機関以外での接種は全額自己負担となります。

料金　無料(上記対象年齢以外の方は全額自己負担)

※詳しくはお手元にある通知書、または市ホームページにてご確認ください。市ホームページはコチラ▶

問 **保健相談センター　☎898-5596**

来春4月に小学校入学児童の保護者さまへ
MRⅡ期(麻しん、風しん混合ワクチン)の接種はお済ですか?

麻しんは、空気感染し感染力がインフルエンザの6倍以上と大変強く、時に命に関わる重篤な感染症です。

ワクチン接種は、麻しん風しん感染予防にとても有効です。対象の方には通知書を送付しています。体調を整え早めに接種を受けましょう。

対象　平成28年4月2日生～平成29年4月1日生(小学校就学前)

期間　令和5年3月31日まで

場所　指定医療機関　※指定医療機関以外での接種は全額自己負担となります。

料金　無料(上記対象年齢以外の方は全額自己負担)

※長期にわたり療養を必要とする疾患等、やむを得ない事情で接種を見合わせている場合、下記へお問い合わせください。

※詳しくはお手元にある通知書、または市ホームページにてご確認ください。市ホームページはコチラ▶

問 **保健相談センター　☎898-5596**

障害者控除対象者認定書の申請について

市では、障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)を持っていない65歳以上の要介護・要支援認定者からの申請に対し、一定の要件に該当する方を障害者に準ずるものとして、「障害者控除対象者認定書」を交付します。(市県民税等の申告の際、この認定書を提示することにより、障害者控除を受けられる場合があります)

対象(総合事業対象者は該当しません)

税控除を必要とする年度の前年の12月31日時点(死亡されている方に関しては死亡日時点)に、要介護・要支援認定を受けている方で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っていない65歳以上の要介護等認定者。

※この認定書は市県民税・所得税の控除を受けるためのものであり、障害者手帳の代わりとなるものではありませんので、ご注意ください。

控除の区分

①障害者控除(審査会資料等の内容において、障害高齢者自立度がAまたは認知症高齢者自立度がⅡ)。

②特別障害者控除(審査会資料等の内容において、障害高齢者自立度がB、Cまたは認知症高齢者自立度がⅢ、Ⅳ、M)

申請方法　介護長寿課窓口に介護保険被保険者証と窓口に来られる方の印鑑を持参し、本人または家族の方で申請してください。(家族の方が申請される場合には、本人の同意(署名・捺印)が必要となります。なお、申請は毎年度必要となります)

※令和5年1月から申請受付となります。

問 **介護長寿課　内線4151・4153**

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金のお知らせ

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、非課税世帯や、予期せず家計が急変した世帯に対し、緊急支援給付金を支給します。

支給額　1世帯あたり5万円　　**申請期限**　令和5年1/31(火)

①住民税非課税世帯

対象　世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税である世帯(令和4年9月30日時点で宜野湾市に住民登録がある世帯)

申請方法　対象と思われる世帯主の方宛に、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給要件確認書」を送付します。内容をご確認の上、同封の返信用封筒にて返送またはオンライン手続きにて申請してください。

確認書送付時期　令和4年12月上旬頃(予定)

※世帯の中に税情報が把握できない方(未申告等)がいる場合、確認書が送付されませんので別途申請が必要となります。

②家計急変世帯

対象　令和4年1月から12月に、予期せず家計が急変し、世帯全員が非課税相当とみなされる世帯

申請方法　申請書および必要書類を郵送または給付金担当窓口に提出してください。支給要件等、詳しくはホームページをご確認ください。

申請書入手方法　市ホームページよりダウンロードするか、市役所緊急支援給付金担当窓口にて直接入手

市ホームページ▶

※①、②ともに住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象外となります。

問 **宜野湾市緊急支援給付金コールセンター**
☎0120-987-749　受付時間9:00～17:00(土日祝日を除く)

宜野湾市役所☎893-4411(代表)　問…問い合わせ　申…申し込み先